#### 短期経済回復計画

# (Short Term Economic Recovery Plan / PENJANA)

- 2020 年 6 月 5 日にムヒディン・ヤシン首相が発表。
- 2020年6月~12月までを対象とした計画(一部は2021年までの施策)
- PENJANAとは、マレー語で「発電機 (Generator)」の意。
- 「共に経済を構築する (Building the Economy Together)」がスローガン。
- 40 の施策から成り、350 億リンギ(約 8,750 億円)相当。うち、政府による資金投入 は 100 億リンギ(約 2,500 億円)。
- 星印 (★) がついた施策は、日系企業を含む外資系企業/外国人も活用可能な(または可能と思われる)もの。
- 景気刺激策と同様、補助金やローンなど資金繰りに関する支援策は、零細・中小企業 (地場資本)向けが中心。
- 報道によると、これまでの景気刺激策に加えて、今回の短期経済回復計画で、政府の 財政赤字の GDP 比は 5.4%まで悪化 (コロナ前の推定値は 3.2%)。財政悪化が懸念。
- 詳細は、PENJANAウェブサイトに記載。各施策の具体的な内容は、今後各管轄機関にて 発表される予定。

https://penjana.treasury.gov.my/index-en.html

### 1. 国民への活力付与(Empower People)

- ・ 2020 年末までに労働人口の 8%に当たる 200 万人の雇用が危機にさらされる。これは、2008~09 年、1997~98 年の金融危機よりも高い失業率になる可能性。
- ・ 職を守り、雇用を促進するための 11 の施策。
- ・ 賃金助成、若者・失業者の雇用促進とスキルアップ、在宅勤務の促進、託児所や 働く親への支援、社会的弱者向けの支援策など、雇用支援策、生活負担の軽減策 が含まれる。

### (1) 賃金助成制度(6~9月)53億リンギ ★

- ✓ 現行の賃金助成制度を拡充。
- ✓ 現行では3ヵ月分の支給だが、更に3ヵ月延長する。延長する3ヵ月は一律1人1 ヵ月あたり600リンギ。
- ✓ 時短勤務を導入する雇用者も受給の対象になる。
- ✓ 無給休暇取得の従業員も対象となり、観光業・CMCO 中の禁止業種は助成金を従業 員が直接受け取れるオプションを選択可能。
- ✓ 6月9日に発表された SOCSO の FAQ によると、すでに承認された企業の再申請は不要。ただし、支給対象従業員に変更がある場合には従業員リストを再提出する必要があるとのこと。

- (2) 国家雇用サービス (SOCSO) のアップグレード (長期)
  - ✓ SOCSO が運営する国家雇用サービスについて、求職ポータルサイトの強化、民間の求人サイトとの協力を実施。
- (3) 採用・トレーニング支援(6~12月) 15億リンギ ★
  - ✓ 若者、失業者の採用、トレーニングによるスキルアップを行う企業への補助金。
  - ✓ 若者向け:新卒者のための見習い制度に対して、1人1ヵ月あたり600リンギを最大6ヵ月支給。
  - ✓ 失業者向け: ①40 歳未満の失業者を雇用した場合、800 リンギ/人・月を最大6ヵ月支給、②40歳以上の失業者または身体障害者を雇用した場合、1,000 リンギ/人・月を最大6ヵ月支給、③失業者への研修費用に対し、1人4,000 リンギを手当。
- (4) 再教育、アップスキルプログラム(6~12月)20億リンギ
  - ✓ 新卒者など若者向けの研修に関するマッチング基金、各種研修プログラムの向上。
  - ✓ 失業者向けの研修拡充、大学の専門コースへのインセンティブ。
- (5) ギグエコノミー支援(8月~)7,500万リンギ
  - ✓ ギグエコノミー従事者へのマッチング補助金。
  - ✓ MDEC の「グローバル・オンライン・ワークフォース・プログラム」に 2,500 万リンギ。
- (6) <u>フレックスタイム(Flexible Work Arrangement)へのインセンティブ(6 月~)8 億</u> リンギ ★
  - ✓ フレックスタイム制の導入または強化に対して、雇用者への税控除
  - ✓ 在宅勤務のために携帯電話、ノートパソコン、タブレットなどが支給された場合に 5,000 リンギまでの個人所得税免除。
  - ✓ 在宅勤務のための携帯電話、ノートパソコン、タブレットの購入に 2,500 リンギまでの個人所得税控除。
  - ✓ SOCSO の労災スキームで、在宅勤務時の怪我をカバー。
- (7) 託児支援(6月~)2億リンギ
  - ✓ 移動託児サービスに関する800リンギのEバウチャー発行
  - ✓ 託児サービス利用にかかる費用の税控除
  - ✓ 託児所への一時金、保育士育成コースへのインセンティブ
- (8) 公共交通機関補助金(6~12月) 2億リンギ
  - ✓ 月30リンギで公共交通機関乗り放題のトラベルパスを導入(マレーシア人のみ)。
- (9) 社会的弱者向け支援(7月~)1億800万リンギ
  - ✓ 身体障害者、シングルマザー、関連 NGO への補助金。
- (10) 低所得者(B40)向けヘルスケア支援(すぐに) 5,000 万リンギ
  - ✓ PEKA B40 (B40 向けの健康支援サービス) の手当を拡充。
- (11) インターネットコネクティビティ向上 (6~12 月) 30 億リンギ ★

- ✓ 教育(オンライン講義)や生産性(ウェブ会議など)の利用のためのインターネット代として、午前8時から午後6時まで、1日1GBまで無料。
- ✓ 政府ウェブサイトへのアクセスを無料化。

# 2. ビジネス推進 (Propel Business)

- · 25%の企業は、Eコマースのインフラが整っていない。
- ・ 中小企業向け支援、デジタル化やEコマース参入のための14の施策。
- ・ 中小企業やミッドティア企業などを中心とした補助金・ローン、E コマース参入の ための支援策など。
- (12) 零細・中小企業向け E コマースキャンペーン (6~9 月) 7,000 万リンギ
  - ✓ MDECとEコマースプラットフォームを通じたビジネスのデジタル化を支援。研修、 販売者向け補助金、販売支援など。
- (13) オンライン消費支援「Shop Malaysia Online」(8~9月) 7,000 万リンギ
  - ✓ 国内事業者からのオンライン購入を促進するデジタルバウチャー発行
  - ✓ (12) 及び(13) の施策では、E コマースプラットフォームでは、キャッシュレスサービスの Boost、fave、Touch 'n Go、E コマースサイトのショッピー、ラザダ、ザローラ、ファッションバレット、デリバリーサービスのグラブ、フードパンダ、銀行として Maybank など民間企業が協力。
- (14) 中小企業及びミッドティア企業向けの技術・デジタル導入支援(6月~)7億リンギ
  - ✓ デジタルサービスの採用、デジタルや技術改革のための補助金やローン
  - ✓ SME デジタリゼーション・マッチング補助金(1億リンギ)
  - ✓ SME テクノロジートランスフォーメーションファンド(5 億リンギ)
  - ✓ 1 社あたり最大 100 万リンギのスマートオートメーション補助金
- (15) 零細・中小企業向けのワンストップ・ビジネス・アドバイザリー制度 (6 月~) 500 万 リンギ
  - ✓ 資金調達、貿易、プロモーション、技術サポート、法律面などの中小企業向けガイダンスを行うオンラインサービスを構築。
- (16) PENJANA 中小企業向けローン (6 月~) 20 億リンギ
  - ✓ 金利 3.5%でのローン。1 社あたり 50 万リンギまで。
- (17) PENJANA 観光業ファイナンス (7 月~) 10 億リンギ
  - ✓ 観光業の中小企業に対する基金
- (18) PENJANA マイクロファイナンス(6月~)4億リンギ
  - ✓ 金利3.5%での新たな資金調達プログラム。1 社あたり5 万リンギまで。
- (19) ブミプトラ救済基金(6月~)5億リンギ
  - ✓ ブミプトラ企業への支援。MARA に対し、研修やローン提供のために予算手当。
- (20) 中小建設業者向け流動支援(7月~)16億リンギ

- ✓ 政府の小型プロジェクトに従事する中小建設業への金融支援。
- (21) GLC 及び大企業のサプライチェーンに対する支払加速(7月~)
  - ✓ 特定の GLC 及び大企業の下請け業者向けの支払いサイトを短縮。
- (22) <u>新型コロナウイルス関連支出への税控除(すぐ)6億リンギ ★</u>
  - ✓ 新型コロナウイルス予防のための支出に対して控除・償却。検査費用、個人防護 具、体温計などの購入など。
- (23)企業の財政的圧迫への支援(3月~) 24億リンギ ★
  - ✓ SST の支払い遅延に対する罰金の 50%免除 (7~9 月)
  - ✓ 事業所のリノベーションなどに対する特別税控除延長(~12月)
  - ✓ ICT機器購入に対する加速度償却(~12月)
  - ✓ 中小企業への賃料 30%割引への税控除 (~9月)
- (24) 社会的企業への支援(8月~)1,000 万リンギ
  - ✓ 社会的企業に対して、MaGIC を通してのマッチング補助金
- (25) 新規ビジネス立ち上げ促進 (7月~) 3億リンギ
  - ✓ 新設中小企業に対し、3年間法人税の2万リンギまでの払い戻し。印紙税免除など。
- 3. 景気刺激 (Stimulate the Economy)
  - 2020年第1四半期のGDP成長率は0.7%。2020年通年の成長率は△4.6%になる可能性。
  - PENJANAは、マレーシアがビジネスを開放することを世界に対して示すシグナル。
  - 投資及び消費を促進するための15の施策。
  - 消費促進のための E ウォレット導入、SST の減免、スタートアップ向け規制緩和、 外国直接投資向けの法人税減免、短期の特別再投資控除、政府機関の機能強化、 観光業をはじめとする MCO/CMCO で大きな打撃を受けた特定業種への支援策。
- (26)スタートアップ、国内ベンチャーキャピタル向け投資ファンド設立(7 月~) 12 億リ ンギ
- (27) 国家技術・イノベーションサンドボックス(6月~)1億リンギ
  - ✓ スタータップ向けに新たな技術ソリューションの実験のため規制緩和(ドローンデリバリーや自動運転など)
- (28) 政府サービスのデジタル化(6月~)2,000 万リンギ
- (29)「Buy Malaysia」キャンペーン(6 月~) 2,000 万リンギ
  - ✓ 大手スーパーチェーンなどでの、マレーシア製品だと分かるような販売
  - ✓ Eコマースサイトなどでのマレーシア製品のチャンネル作成
- (30) E ウォレットの使用促進 (7~9 月) 7 億 5,000 万リンギ
  - ✓ 18歳以上の年収10万リンギ以下のマレーシア人に対し、Eウォレットへの50リンギの入金と50リンギ相当のバウチャーや割引。店舗での物理的購入時にのみ使

える。

- (31) 不動産分野へのインセンティブ(6月~)10億リンギ
  - ✓ 「Home Ownership Campaign」の再導入、不動産譲渡益税の免除など。
- (32) 乗用車へのインセンティブ (6~12 月) 8 億 9,700 万リンギ ★
  - ✓ 国内組み立て車:売上税 100%免除、輸入車:売上税 50%免除
- (33)Urban Transformation Centre (UTC)の営業時間延長(6月~)2,000万リンギ
  - ✓ さまざまな役所窓口が集約された UTC の営業時間をシフト制にして延長する。
- (34) 外国直接投資促進(7月~2021年12月) 5億リンギ ★
  - ✓ マレーシアに拠点を移転する新規投資向け: ①3~5 億リンギ(約75~125 億リンギ)の製造業投資の場合、法人税0%を10年間、②5億リンギ超の製造業投資の場合、法人税0%を15年間。(認可から1年以内に操業開始、3年以内に投資額を達成が条件)
  - ✓ マレーシアに拠点を移転する既存企業の投資向け:3 億リンギの投資に対して、 100%の投資税額控除を3年間
  - ✓ 再投資向け: 2020~2021年の2年間における製造業及び特定農業の再投資について、特別再投資控除を実施。
  - ✓ 国内投資戦略ファンド(DISF)の拡充。
  - ✓ MIDA に対して、マーケティング・投資誘致活動のための 5,000 万リンギを配分。 新たに、「Project Acceleration & Coordination Unit」を設置。
  - ✓ Non-sensitive 分野の製造業への製造ライセンスを 2 営業日で発行。
- (35) 観光業支援(7月~)18 億リンギ ★
  - ✓ 観光税免除(7月~2021年6月)
  - ✓ ホテルに対して SST 免除 (~2021 年 6 月)
  - ✓ 観光への支出に対して個人所得税控除 (~2021年12月)
  - ✓ 納税期限の延長(~12月)
- (36) 芸術、文化、エンターテイメント分野支援(6 月~)2 億 2,500 万リンギ ★
  - ✓ ソフトローンや補助金、MDECのプロジェクト、研修などへの支援
- (37)農業・食品分野支援(6月~)4億リンギ
  - ✓ 農業起業家へのファイナンス、労働力育成などへの支援
- (38) コモディティ分野 (7月~) 2億リンギ ★
  - ✓ パーム原油、パームカーネル原油、精製・漂白・脱臭済みパームカーネル油の輸出税免除。
- (39) 新型コロナウイルス暫定対策法の提案 ★
  - ✓ パンデミックの影響を最小化し、契約上の義務や財政的圧迫の緩和、経済再活性 化を目指すための特別法案を、7月の議会に提出予定。
- (40) スクーク (イスラム債) の発行 (2020 年 Q3~)

✓ 学校のオンライン授業のための接続性強化、零細企業の資金調達、感染症の研究 などを目的とした使用に対し、財務省がスクークを発行予定。

以上

\*

【ジェトロが提供する情報のご利用について】

ジェトロが提供する情報及び助言の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なっていただきます。お客様に提供した情報および助言の利用に関連して、万一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは責任を負いません。

\*